第二号様式（特定国有財産整備計画要求書）

1　特定国有財産整備計画により施設を整備する理由

平成　　年度特定国有財産整備計画要求書	省庁名		部局名	
1　特定国有財産整備計画により施設を整備する理由				

2　取得すべき国有財産

2　取得すべき国有財産					
名　称			所　在		
区　分	構　造	数　量	取得の見込価額	取得の方法	取得の時期
土　地		㎡	千円		
建　物		棟　建　㎡ 延べ　㎡			
立木竹					
工作物					
その他					
計					
使用すべき官署の名称			用　途		
その他参考となるべき事項					

用紙は日本工業規格Ａ列４

３　処分すべき国有財産

３　処分すべき国有財産								
口座名				所在				
国有財産台帳記載事項						処分の見込価額	処分の方法	処分の時期
区分	種目	構造	取得年度	数量	価格			
土地				㎡	円	千円		
建物				棟　建 ㎡ 延べ ㎡				
立木竹								
工作物								
その他								
計								
現に使用している官署の名称				使用の現況				
処分の相手方				処分の相手方の用途				
その他参考となるべき事項								

作成要領

一　特定国有財産整備計画により施設を整備する理由

「特定国有財産整備計画により施設を整備する理由」欄には、現在使用している施設及び新たに取得しようとする国有財産の位置、環境その他の立地条件の適否並びに現在使用している施設についての老朽度、狭あい度、移転要請の有無等特定国有財産整備計画により施設を整備する必要性について、できるだけ具体的に記載する。

二　取得すべき国有財産

1　取得すべき国有財産が数口ある場合には、それぞれ別葉として記載する。

2　「名称」欄には、将来口座名として国有財産台帳に登録されるべき名称を記載する。

3　「所在」欄には、当該財産の所在する都道府県郡市区町村大字字地番を記載する。ただし地番が多い場合には何番地外何筆と記載してもさしつかえない。

4　「区分」欄には、原則として土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし土地及び建物以外のものについては、重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。

5　「構造」欄には、建物のみについて記載することとし、次に掲げる符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階付き 12 階建については、「ＳＲＣ－12－１」のように略記する。

鉄骨鉄筋コンクリート造	ＳＲＣ
鉄筋コンクリート造	ＲＣ
コンクリートブロツク及びれんが造	ＣＢ
木造及び木造モルタル造	W
鉄骨造	S

6　「数量」欄には、建物については、構造の別に棟数、建面積及び延べ面積を記載する。

7　「取得の方法」欄には、購入、新築等国有財産法施行細則（昭和 23 年大蔵省令第 92 号）別表第２に定める国有財産増減事由用語により記載する。

ただし、購入の場合であつて、相手方に新たに建物等を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を売り払うことにより実質的に交換を行なう場合にあつては、購入（建築交換）と記載する。

8　「取得の時期」欄には、取得見込年度をたとえば「平成２年度」又は「平成２年度、３年度及び４年度」のように記載する。

9　「用途」欄には、庁舎、宿舎、養成研修施設、医療厚生施設、試験研究施設、検査検疫施設、社会教育施設、国会施設、裁判所施設、検察庁施設、行刑施設等取得すべき国有財産の使途を記載する。

10　「その他参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、特に次の事項を記載する。

イ　取得すべき国有財産に土地が含まれない場合には、使用すべき土地の現況、その使用の根拠等に関する事項及び使用しようとする官署又は部局に所属しない土地

にあつては当該土地に関する今後の処理方針

ロ　取得の時期が数年度にわたる場合には、各年度ごとの取得見込価額

ハ　取得すべき国有財産が合同庁舎である場合には、入居予定官署ごとの定員

ニ　取得すべき国有財産が宿舎である場合には、規格別戸数、貸与しようとする職員の官職（職務の等級）及び宿舎必要率による戸数算出の根拠

ホ　取得すべき国有財産が土地である場合には、取得の相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）

ヘ　取得すべき国有財産を取得するうえで問題点がある場合には、その問題点

三　処分すべき国有財産

1　処分すべき国有財産が数口座ある場合には、それぞれの財産を別葉として記載する。

2　土地及び建物について同一口座内に多数の物件が含まれる場合には、区分ごとの合計額を「国有財産台帳記載事項」欄に記載し、その内訳を別紙として添付する。

3　「区分」欄には原則として、土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。

4　「取得年度」欄には、建物については建築年度を記載する。

5　「数量」欄には、実測等をした場合でその数量が台帳数量と著しく異なる場合には、実測等の数量を（　　）書きで併記する。

6　「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄には、処分の方法等について特に要望等がある場合の、その処分の方法等を記載する。

7　「処分の方法」欄には、売払、所管換等国有財産法施行細則別表第２に定める国有財産増減理由用語により記載する。ただし、売払の場合であつて、相手方に新たに建物等を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を売払うことにより実質的に交換を行なう場合にあつては、売払（建築交換）と記載する。

8　「処分の時期」欄には、処分見込年度をたとえば「平成２年度」又は「平成２年度、３年度及び４年度」のように記載する。

9　「処分の相手方」欄には、処分相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）を記載する。

10　「処分の相手方の用途」欄には、処分財産に対する相手方の利用計画をできるだけ具体的に記載する。

11　「その他参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、特に次の事項を記載する。

イ　現在有する国有財産の一部のみを処分しようとする場合には、処分しない国有財産の区分、数量、価格及び処分しない理由

ロ　処分すべき国有財産がない場合又は処分すべき国有財産に土地が含まれていない場合には、その理由

ハ　処分すべき国有財産が宿舎である場合には、規格別戸数及び貸与している職員の官職（職務の等級）

ニ　「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄に記載した場合には、その処分の方法等をとる理由